

養護老人ホーム九重荘 運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人慈悲庵が設置経営する養護老人ホーム九重荘（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という）の目的及び基本理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うこととします。

(運営の方針)

第2条 施設は、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めます。
- 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 養護老人ホーム九重荘
- (2) 所在地 静岡県浜松市浜名区都田町17番地の4

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第4条 施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとします。ただし、

下記規定中の常勤換算法は、養護老人ホームの設備及び運営に関する規準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第12条第4項に規定するところによります。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 施設長 | 1名（常勤） |
| (2) 医師 | 1名（嘱託医・非常勤） |
| (3) 生活相談員 | 2名以上（常勤換算） |
| (4) 主任支援員 | 1名 |
| (5) 支援員 | 3名以上（常勤換算） |
| (6) 看護職員 | 1名以上（内1名は常勤） |
| (7) 栄養士 | 1名（常勤） |
| (8) 事務員 | 1名以上 |

（職務の内容）

第5条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。

2 医師は、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。

3 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行います。

(1) 施設への入所に際しての調整を行うこと。

(2) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(3) 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。

(4) 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行うこと。

4 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。

5 看護職員は、医師（嘱託医）、協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を担当します。

6 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導します。

7 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務などとするほか、施設庶務を行います。

8 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当します。

第3章 入所定員

(入所者の定員)

第6条 施設に入所できる入所者の定員は50人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所させません。

第4章 入所者の処遇内容

(処遇の方針)

第7条 施設は、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を適切に行います。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。

3 施設の職員は、入所者の処遇に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。

4 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

5 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

6 施設は、身体的拘束等の適正化を図る為、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 施設における身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

(処遇計画の作成)

第8条 処遇計画の作成には生活相談員が行います。

2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その他置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成します。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

(相談、援助等)

第9条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むのに必要な指導及び訓練その他の援助を行います。

3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。

4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。

5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めます。

6 施設は、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行います。

7 施設は、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭を行います。

8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行います。

(日課)

第10条 施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践します。

(余暇活動)

第11条 施設長、生活相談員等は、入所者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽、その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めます。

(日用品等の給貸与)

第12条 入所者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与します。

(食事)

第13条 食事の提供は、栄養及び入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。また、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

- (1) 朝食 7 : 3 0 ~ 8 : 0 0
- (2) 昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0
- (3) 夕食 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0

(居宅介護サービスの利用)

第 14 条 施設は、入所者が要介護状態等（介護保険法（平成 9 年法律第百二十三号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態及び同条第 2 項に規定する要支援状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第 23 条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることができるよう、必要な措置を講じます。

(健康管理)

第 15 条 施設長、医師及び看護職員は、常に利用者の健康に留意し年 2 回以上の健康診断を実施して、その結果を記録します。

- 2 利用者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行ないます。
- 3 医師は毎週 1 回診療に当たります。

(衛生管理)

第 16 条 施設は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行ないます。

- (1) 衛生知識の普及指導
- (2) 年 2 回以上の大掃除
- (3) 月 1 回以上の消毒
- (4) 週 2 回以上の入浴又は清拭
- (5) 定期的な調髪
- (6) その他必要なこと

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- (3) 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練

を定期的実施すること

(4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

(入所者の処遇の状況に関する記録の整備)

第17条 施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

- (1) 入所者の処遇に関する計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 身体的拘束等を行った場合のその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入所者からの苦情の内容の記録
- (5) 入所者に対する処遇による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第18条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所)

第19条 施設の入所は、措置機関からの委託により行うものとし、施設は、入所者の心身の状況その置かれている環境に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮します。

(入所時の面接)

第20条 施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めます。

(退所事由)

第 21 条 次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡します。

- (1) 利用者からの退所の申出があったとき
- (2) 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- (3) 利用者が病院等に入院し 3 ヶ月以上経過したとき及び 3 ヶ月以上の入院が見込まれるとき
- (4) 利用者が死亡したとき

(社会復帰の支援)

第 22 条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めます。

2 施設は、入所者の退所後も、必要に応じ、その入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行います。

(無断退所)

第 23 条 入所者が、無断で 30 日以上帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡します。

- (1) 退所(推定)日
- (2) 退所原因
- (3) その他必要な事項

(日課の励行)

第 24 条 入所者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、支援員などの助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

(面会時間と消灯時間)

第 25 条 面会時間は、原則 8 時 30 分～17 時 30 分までとします。また、消灯時間は 21 時です。

(喫煙)

第 26 条 喫煙は、敷地内の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

(飲酒)

第 27 条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

(外出及び外泊)

第 28 条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届出、許可を得る必要があります。

(健康保持)

第 29 条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康審査は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

(衛生保持)

第 30 条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければなりません。

(禁止行為)

第 31 条 入所者は、施設で次の行為をしてはなりません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第 6 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 32 条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成します。

2 非常災害に備え、職員及び入所者に周知徹底を図るため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練等を実施します。

3 施設は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

第 7 章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

第 33 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 8 章 その他施設運営に関する重要事項

(居室)

第 34 条 入所者の居室は、基本的に個室の床敷きとし、ベッドおよび収納庫を設置してあります。

(静養室)

第 35 条 入所者の静養は居室で可能なため、静養室は特別に設けていません。

(洗面所及び便所)

第 36 条 居室のある階に洗面所や便所を設けています。洗面台は居室にも設けています。

(医務室)

第 37 条 入所者の診療・治療のために、医務室を設け入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

(職員室)

第 38 条 居室と同じ階（3 階）及び 1 階に職員室を設け、書類等保管庫など必要な備品を備えています。

(職員の服務規程)

第 39 条 職員は、老人福祉法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

(1) 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(個人情報の保護)

第40条 施設の職員は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守します。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(緊急時の対応)

第41条 施設の職員は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること

(2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること

(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

2 施設は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

3 施設は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を残します。

4 施設は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(記録の整備)

第43条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 施設は、入所者に対する処遇の提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

3 施設及び職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うこともできるとします。

(苦情処理)

第44条 施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じます。

2 施設は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(地域との連携)

第45条 施設の運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

(掲示)

第46条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示します。

(協力医療機関等)

第47条 施設は、入所者の病状の急変に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておきます。ただし、複数の複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより、当該各号の要件を満たすこととしても差し支えないものとします。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保していること

(2) 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること

(3) 入所者の病状が急変した場合において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した

場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、都道府県知事に届け出ます。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同上八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めます。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定医療機関である場合においては、当該第二種協定して医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行います。

5 施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が警戒し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させることができるように努めます。

（勤務体制等）

第48条 施設は、入所者に対して適切な処遇を提供できるよう、職員の体制を定めます。

2 入所者に対する処遇の提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 施設は職員の資質向上のための研修の機会を確保します。その際、施設は、医療・福祉系資格を有さない全ての職員に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

4 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、次の各号に掲げる必要な措置を講じます。

（1）施設の方針等の明確化及びその周知・啓発を行うこと

（2）相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備すること

（業務継続計画の策定）

第49条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、計画に従い必要な措置を講じます。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていきます。

(その他)

第 50 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈悲庵と施設との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正、施行します。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正、施行します。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正、施行します。